

第3期

南島原市地域福祉計画・ 南島原市地域福祉活動計画

概要版



令和3年3月

南島原市・南島原市社会福祉協議会

計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念が規定され、市町村に①住民に身近な圏域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備、②住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組むことにより、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが新たに努力義務とされました。

本市においても、これを踏まえ、生活の場である「地域」に着目しながら、多様な福祉課題・生活課題の解決を図るために「私たち」が主体的に関わる地域福祉の基本的方策を示す必要があります。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

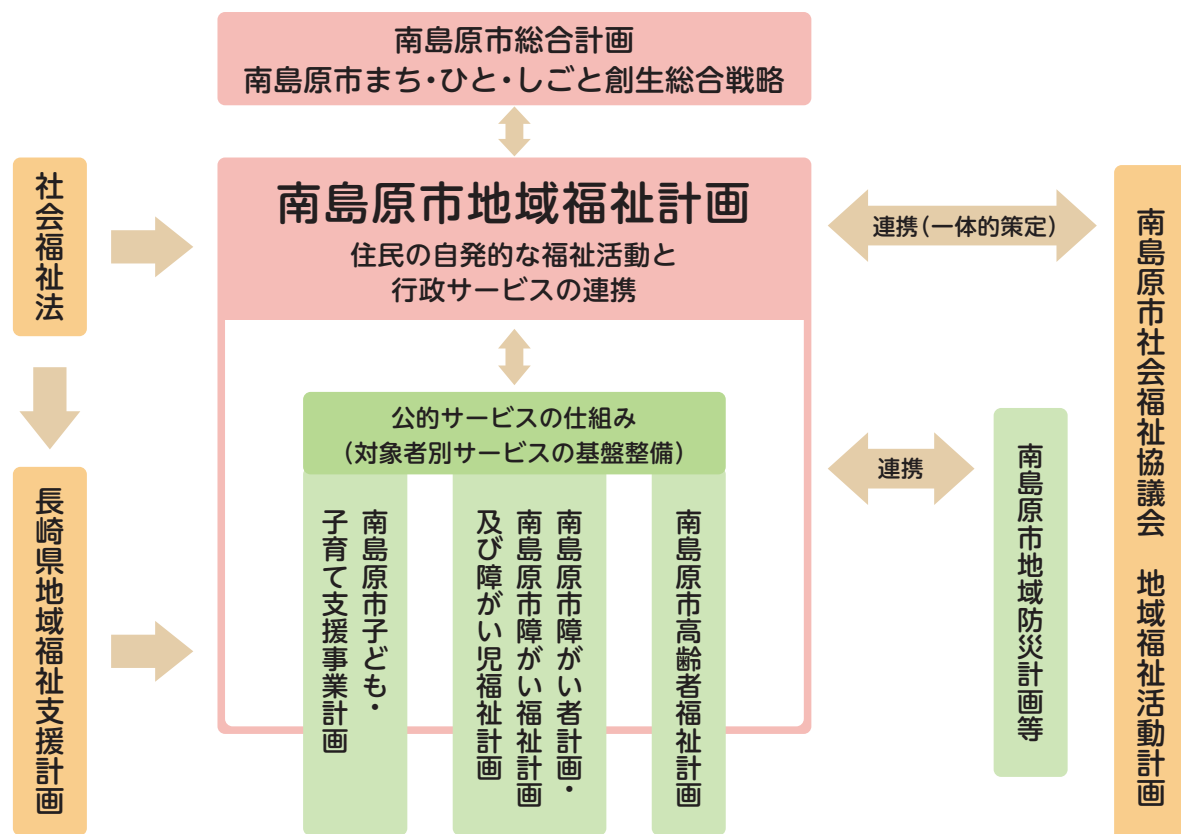
■ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



資料：厚生労働省

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

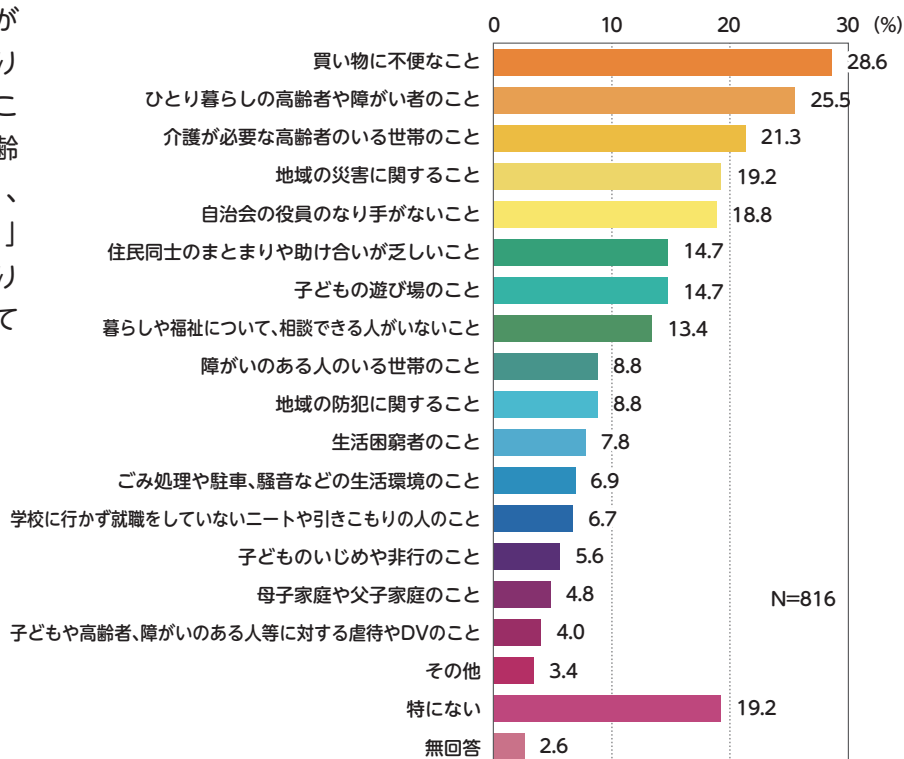
本計画の期間は令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年とします。

西暦(年度) 【年号(年度)】	2016 【H28】	2017 【H29】	2018 【H30】	2019 【H31】	2020 【R2】	2021 【R3】	2022 【R4】	2023 【R5】	2024 【R6】	2025 【R7】	2026 【R8】
地域福祉計画	2期					3期(本計画)					4期
総合計画(基本計画)	1期(後期)		2期(前期)					2期(後期)			
高齢者福祉計画	4期		5期			6期			7期		
障がい者計画	5期					6期					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	3期		4期			5期			6期		
子ども・子育て 支援事業計画	1期				2期					3期	

アンケート調査結果に見る地域の生活課題等

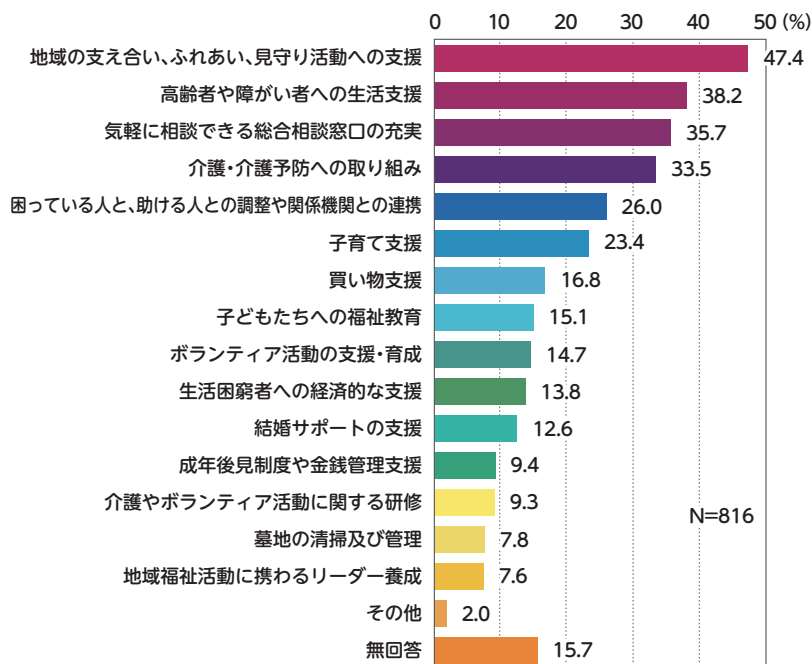
① 地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題

「買い物に不便なこと」が28.6%と最も多く、以下、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者のこと」(25.5%)、「介護が必要な高齢者のいる世帯のこと」(21.3%)、「地域の災害に関すること」(19.2%)、「自治会の役員のなり手がいないこと」(18.8%)と続いています。



② 地域福祉の充実のために南島原市社会福祉協議会が担うべき役割

「地域の支え合い、ふれあい、見守り活動への支援」という回答割合が47.4%と最も高く、以下、「高齢者や障がい者への生活支援」(38.2%)、「気軽に相談できる総合相談窓口の充実」(35.7%)、「介護・介護予防への取り組み」(33.5%)、「困っている人と、助ける人との調整や関係機関との連携」(26.0%)、「子育て支援」(23.4%)と続いています。





① 計画の基本理念

誰もが輝き、支え合いながら、
安心して生活できる共生のまち

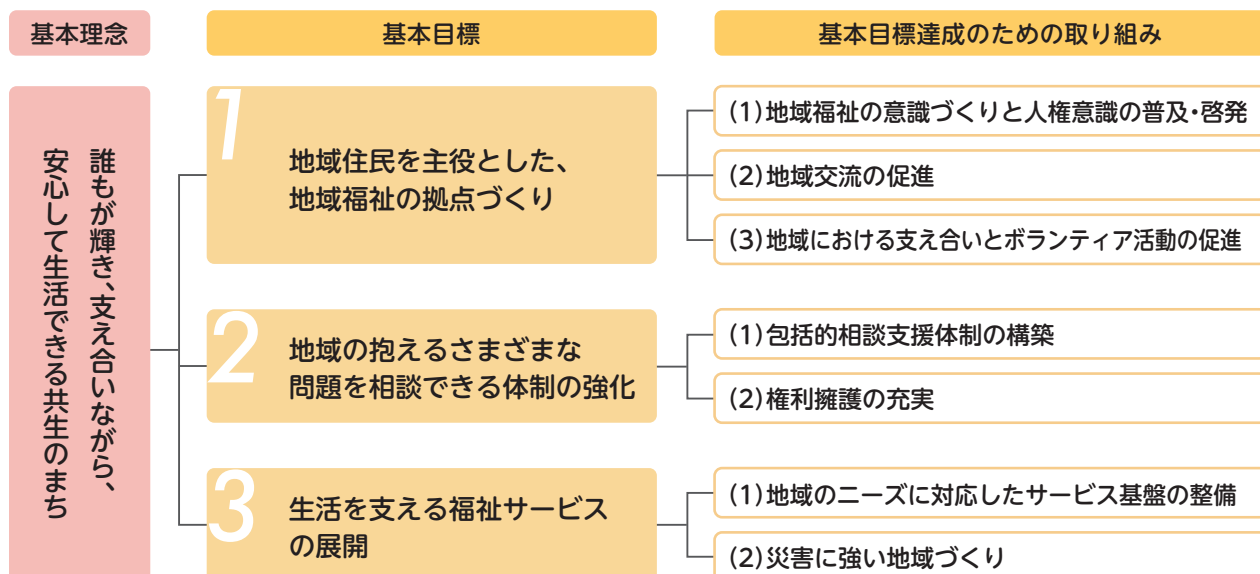


住み慣れた地域で生きがいと安心を持って暮らすことは多くの市民の願いです。しかしながら、長い人生の中には、様々な生活課題に直面する場合があります。

本計画では、国の動向や地域の実情を踏まえ、第1期計画以来の基本理念「誰もが輝き、支え合いながら、安心して生活できる共生のまち」を引き継ぎ、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える複合的な生活課題について、地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われる体制及び課題解決のための支援が関係機関との連携等により包括的に提供される体制を推進することで「地域共生社会」の実現を目指します。

② 計画の基本目標と体系

上記基本理念を実現するため、改正社会福祉法の内容を踏まえ、以下のとおり、3つの基本目標とその達成のために必要な取り組み項目を設定します。





— 基本目標 —

1

地域住民を主役とした、地域福祉の拠点づくり

① 地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発

「南島原市まち・ひと・しごと創成総合戦略」に基づく地域づくりと連携するとともに、生活困窮者自立支援制度における自立支援を通じた地域づくりをはじめ、地域包括ケアシステムの生活支援体制整備などを通じて、「他人事」を「我が事」として考え、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、多様な社会資源とつなげて地域で課題を解決する取り組みが広がり、社会的孤立を生まない地域づくりができるよう、地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発を促進します。

② 地域交流の促進

地域交流の多様な拠点（自宅、地域の商店、学校、事業所、企業、病院、自治会活動、趣味サークル活動、ボランティア活動、各種イベントなど）を活かして、施設という形態にとらわれず、場所、機会、空間等、創意工夫によって地域交流が広がるよう促進します。

③ 地域における支え合いとボランティア活動の促進

地域で支える住民主体の仕組みづくり（民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPOなどとの顔の見える関係づくり）を推進するとともに、多様化する地域生活課題に対応するために、既存の社会資源では足りないものを補う人材養成や、課題を生み出す社会構造に働きかけを行うなど新たな社会資源の開発にも取り組み、重層的な地域福祉ネットワークの構築を推進します。



地域の抱えるさまざまな問題を相談できる体制の強化

① 包括的相談支援体制の構築

これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」の理念を普遍化し、「生活困窮者自立支援制度」の取り組みをより一層進めつつ、生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、様々な相談を受け止める体制整備に取り組みます。

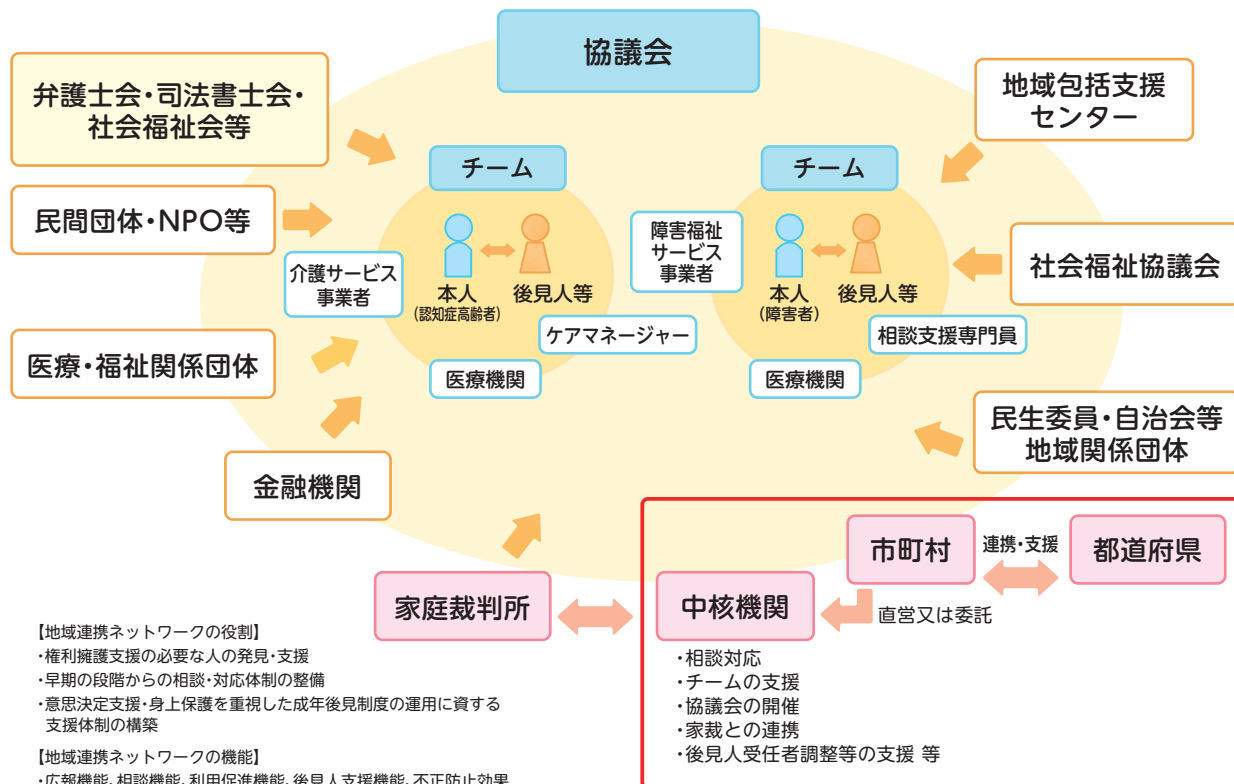
また、地域住民が抱える複合化・複雑化した課題(制度の狭間など)の解決を行うために、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備に向けて検討します。

② 権利擁護の充実

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、市社会福祉協議会と連携しながら、利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備を進め、成年後見制度の利用を促進することにより、権利擁護の充実を図ります。

また、各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

地域連携ネットワークのイメージ



出典：平成29年3月内閣府作成「成年後見制度利用促進基本計画について」所収

生活を支える福祉サービスの展開

① 地域ニーズに対応したサービス基盤の整備

生活困窮者自立相談支援センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなどの多機関連携により、訪問による支援（アウトリーチ）を行うなど、解決の糸口がつかめるまで寄り添うことができる体制づくり（本人が主体となって課題に取り組むことを支援する伴走型支援）を推進します。

また、地域ケア会議、自立支援協議会（生活支援部会、子ども支援部会、就労支援部会、地域定着・地域移行支援部会）、在宅医療・介護連携推進協議会、生活支援体制整備事業における協議体など、様々な視点から課題の把握に努め、市民をはじめ地域に関わる様々な団体・関係機関、社協、行政等が連携・協働を図り、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点をバランスよく適切に機能させた地域福祉の推進を図るとともに、制度の狭間に対応する新たな施策を検討します。

② 災害に強い地域づくり

「南島原市地域防災計画」に基づく災害対策と連携し、災害時に備え自宅でできる安全対策や避難所での生活で欠かすことのできない必需品の準備、食料の備蓄などを推進するとともに、避難行動要支援者の実効性のある避難支援がなされるよう、避難支援個別計画の作成を促進し、相互に支え合い、社会的孤立を生まない地域づくりを推進します。



このパンフレットに関するお問い合わせは
南島原市福祉保健部福祉課総務高齢班

〒859-2412 南島原市南有馬町乙1023番地
TEL：0957-73-6651 FAX：0957-85-3142
E-mail：soumukourei@city.minamishimabara.lg.jp